

第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会  
会場地市運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会（以下「大会」という。）における会場地市の財政負担の軽減を図るとともに、大会の円滑な運営を期するため、会場地市に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助率)

第2条 補助金の対象経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

2 補助対象経費については、別表2に掲げる区分により積算するものとする。ただし、次の各号に要する経費については、補助対象としない。

- (1) 会場地市が開催する会議に要する経費（抽選会、監督会議、競技役員会議を除く）
- (2) 会場地市事務局の管理運営経費
- (3) 記念品、土産品の購入に要する経費（参加選手・監督に渡すものを除く）

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 会場地市は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 付表（1-1～4-10）
- (4) その他関係書類

(補助金交付の決定)

第4条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ適当と認められる場合は、速やかに交付の決定を行い、会場地市に補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は交付対象事業の内容の変更(別表1に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、教育長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 会場地市は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第4号の2)
- (2) 収支決算書(様式第4号の3)
- (3) 付表(1-1~4-10)
- (4) その他関係書類

(補助金の交付方法)

第7条 教育長は、必要があると認める場合には、会場地市に対し、概算払いにより交付することができる。

2 会場地市は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 会場地市は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、教育長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 会場地市は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
会場地市運営費補助金	1 報償費 (競技役員等謝金(日当)) 2 旅費 (競技役員等交通費、宿泊費) 3 需用費 (消耗品、印刷製本費等) 4 役務費 (手数料、保険料等) 5 委託料 6 使用料及び賃借料 7 備品購入費 (山梨県財務規則第139条第1項第1号に規定する物品の購入)	補助対象 経費の3 /4以内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合  2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

別表 2

区分	補助対象経費の積算
標準経費	<p>競技会の運営に必要となる共通的な経費で、次に掲げる経費の合計額と、別表 2-1 に定める「標準経費積算基準表」により算出した額のいずれか低い額を補助対象経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 救護医師、看護師への謝金</li> <li>(2) 県内競技役員等への謝金（日当）</li> <li>(3) 競技補助員旅費</li> <li>(4) 競技会運営用消耗品の購入に要する経費</li> <li>(5) 競技会運営用備品・消耗品の借上に要する経費</li> <li>(6) 医薬品・救護用品の購入・借上に要する経費</li> <li>(7) 看板類（会場・誘導等）の作成、設置及び撤去に要する経費</li> <li>(8) 大会の広報に要する経費</li> <li>(9) 抽選会、監督会議、競技役員会議に要する経費</li> <li>(10) 入賞者及び参加者（選手・監督）への記念品に要する経費</li> <li>(11) 競技別実施要項、宿舍交通案内図、大会報告書等の印刷物の作成に要する経費</li> <li>(12) 競技役員等の識別支給用品の購入（製作）に要する経費</li> <li>(13) 救護医師、看護師、競技役員等の弁当代</li> <li>(14) ゴミ処理料等会場美化に要する経費</li> <li>(15) 対象経費に係る写真の現像代</li> <li>(16) 対象経費に係る郵便料</li> <li>(17) 対象経費に係る光熱水費</li> <li>(18) 仮設電話、インターネット設置料及びそれに係る使用料、通話料</li> <li>(19) 競技役員傷害保険等保険料に要する経費</li> <li>(20) 対象経費に係る銀行振込手数料</li> <li>(21) その他教育長が必要と認める経費</li> </ol>
特別経費	<p>競技や競技会場の特殊性等により実施種目ごとに必要性の異なる次に掲げる経費で、別表 2-2 に定める「特別経費積算基準表」に基づき算出した額を補助対象経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 臨時仮設施設の設置、撤去等に要する経費</li> <li>(2) 競技用備品・消耗品の借上げに要する経費</li> <li>(3) 競技用消耗品の購入に要する経費</li> <li>(4) 計画輸送に要する経費</li> <li>(5) 自衛隊の協力要請に要する経費</li> <li>(6) 警備委託に要する経費</li> <li>(7) 競技会運営に必要な机・いすの借上げに要する経費</li> <li>(8) 県内競技役員交通費及び宿泊費</li> <li>(9) おもてなし事業の実施に要する経費</li> <li>(10) その他教育長が必要と認める経費</li> </ol>

## 標準経費積算基準表

(単位：円)

区 分	標準単価	基 数
1 会場地市数割	① 1,242,400	会場地市数
	② 42,300	会場地市数×会期
2 競技役員数割	① 12,200	県外競技役員数 (最大動員数)
	② 1,400	県外競技役員数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
	③ 12,200	県内競技役員数 (最大動員数)
	④ 2,200	県内競技役員数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
	⑤ 1,400	県内競技役員数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
3 競技会係員数割	① 11,900	競技会係員数 (最大動員数)
4 競技補助員数割	① 11,500	競技補助員数 (最大動員数)
	② 2,000	競技補助員数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
5 競技会補助員数割	① 11,400	競技会補助員数 (最大動員数)
	② 900	競技会補助員数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
6 ボランティア数割	① 11,400	ボランティア数 (最大動員数)
	② 900	ボランティア数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
7 選手・監督数割	① 900	選手・監督数 (最大動員数)
8 競技数割	① 1,746,700	競技数
	② 19,400	競技数×会期
9 競技会場数割	① 986,100	屋内競技会場数
	② 157,400	屋内競技会場数×会期
	③ 1,064,500	屋外競技会場数
	④ 214,000	屋外競技会場数×会期

## 標準経費補助対象内容

区 分	補 助 対 象 経 費
1 会場地市割	(1) 各会場地市を「1」と数える。ただし、複数競技を実施する市については、最も会期の長い競技において「1」と数える。 (2) 会期は、競技実施期間とし、公式練習日は含めない。
2 競技役員数割	審判員等直接競技に携わる者とし、県外・県内競技団体関係者、会場地市関係者等をもって編成する。
3 競技会係員数割	(1) 宿泊、輸送及び接伴等競技会運営に携わる者とし、原則として市職員(臨時職員を含む。)をもって編成する。 (2) 市職員だけでは対応できない会場については、各種団体等の職員のうち、特に必要と認められる人員を係員として認める。
4 競技補助員数割	競技役員の補助として競技運営の補助に携わる者とし、会場地及び会場地周辺市町村に在住する当該競技関係者等(高等学校運動部員等)をもって編成する。
5 競技会補助員数割	受付、プラカード、旗保持者及び旗掲揚者等競技会運営の補助に携わる者とし、会場地及び会場地周辺市町村に在住する生徒等をもって編成する。
6 ボランティア数割	競技会運営の補助に携わるボランティアを対象とする。
7 選手・監督数割	(1) 実施要項に定める人数のうち実参加者数を対象とし、コーチ、補欠は対象外とする。 (2) 同一監督が複数種別の監督を兼ね、かつ、会場地が異なる場合、会場地ごとに一人とみなす。
8 競技数割	(1) 実施競技数とする。ただし、複数競技を実施する市については、最も会期の長い競技において「1」と数える。 (2) 会期は競技実施期間とし、公式練習日は含めない。
9 競技会場数割	(1) 競技会場の数とする。ただし、複数競技を実施する市については、最も会期の長い競技において「1」と数える。 (2) 会期は競技実施期間とし、公式練習日は含めない。

別表 2 - 1 (付表)

標準経費積算単価表

1 会場地市数割

【1-①】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	売店設置要綱	1,242,400	会場地市数
2	宿泊のしおり		
3	案内接伴要領		
4	弁当取扱要領		
5	医療救護実施計画		
6	医療救護のしおり		
7	輸送計画書		
8	通信計画書		
9	消防警備計画書		
10	交通規制実施要領		
11	消防防災計画書		
12	会場地招待者招待状印刷		
13	会場地招待者招待状送料		
14	競技会報告書		
15	宿泊交通案内図		
16	配宿表		
17	配宿日報		
18	宿舎札		
19	会場地案内所看板		
20	会場地案内所テント借上		
21	会場地案内所電話設置料		
22	横断幕		
23	懸垂幕		
24	開催競技等紹介パンフレット		

【1-②】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	会場地案内所電話使用料	42,300	会場地市数 ×会期
2	会場地案内所電話通話料		
3	携帯電話借上料		
4	待機医師謝金		

2 競技役員数割

【2-①】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	識別用支給品	12,200	県外競技役員数 (最大動員数)
2	競技役員必携		
3	競技別プログラム		
4	委嘱状・依頼状送付		
5	礼状送料		
6	傷害保険		

【2-②】

1	昼食代	1,400	県外競技役員数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
2	弁当引換券		
3	管内バス代		

【2-③】

1	識別用支給品	12,200	県内競技役員数 (最大動員数)
2	競技役員必携		
3	競技別プログラム		
4	委嘱状・依頼状送付		
5	礼状送料		

【2-④】

1	謝金	2,200	県内競技役員数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
---	----	-------	----------------------------------

【2-⑤】

1	昼食代	1,400	県内競技役員数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
2	弁当引換券		
3	管内バス代		

3 競技会係員数割

【3-①】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	識別用支給品	11,900	競技会係員数 (最大動員数)
2	競技役員必携		
3	競技別プログラム		

4 競技補助員数割

【4-①】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	識別用支給品	11,500	競技補助員数 (最大動員数)
2	競技補助員必携		
3	委嘱状・依頼状印刷		
4	傷害保険		

【4-②】

1	弁当代	2,000	競技補助員数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
2	弁当引換券		
3	謝礼		
4	管内バス代		
5	傷害保険		

5 競技会補助員数割

【5-①】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	識別用支給品	11,400	競技会補助員数 (最大動員数)
2	必携		
3	傷害保険		

【5-②】

1	昼食代	900	競技会補助員数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
2	弁当引換券		

6 ボランティア数割

【6-①】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	識別用支給品	11,400	ボランティア数 (最大動員数)
2	必携		
3	傷害保険		

【6-②】

1	昼食代	900	ボランティア数 (延べ動員数) ※会期+1日又は2日
2	弁当引換券		

7 選手・監督数割

【7-①】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	競技別プログラム	900	選手・監督数 (最大動員数)
2	宿泊交通案内図		
3	医療救護のしおり		
4	弁当引換券		

8 競技数割

【8-①】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	競技別実施要項	1,746,700	競技数
2	競技別役員必携		
3	競技別プログラム		
4	競技役員・監督会議資料		
5	競技役員・監督会議会場料		
6	指定集合地表示看板		
7	車両ステッカー		
8	交通規制チラシ		
9	医療救護諸用紙		
10	記録用消耗品		
11	大会運営用消耗品・通信費		
12	表彰式消耗品		
13	表彰式看板		
14	表彰台		

【8-②】

1	競技会役員昼食	19,400	競技数×会期
---	---------	--------	--------

9 競技会場数割

【9-①】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	国旗	986,100	屋内競技会場数
2	県旗		
3	市町村旗		
4	大会旗		
5	競技団体旗		
6	成績表示板		
7	電話設置料		
8	電話使用料		
9	記録用複写機等使用料		
10	記録速報箱		
11	簡易無線借上		
12	看板		
13	案内所用品		
14	看板		
15	石灰		
16	ホイッスル		
17	看板		
18	医療品等		
19	看板		
20	規制看板		

【9-②】

1	電話使用料	157,400	屋内競技会場数 ×会期
2	電話使用料		
3	電話通話料		
4	電話通話料		
5	消毒用資材		
6	医師謝金		
7	看護師謝金		
8	医師・看護師昼食		
9	ゴミ処理料		
10	会場整備作業員賃金等		

## 【9-③】

番号	項目	単価 (円)	基数
1	国旗	1,064,500	屋外競技会場数
2	県旗		
3	市町村旗		
4	大会旗		
5	競技団体旗		
6	成績表示板		
7	電話設置料		
8	電話設置料		
9	記録用複写機等使用料		
10	記録速報箱		
11	看板		
12	案内所用品		
13	電話設置料		
14	看板		
15	石灰		
16	ホイッスル		
17	看板		
18	医療品等		
19	看板		
20	規制看板		
21	会場表示看板		
22	雨具		

## 【9-④】

1	電話使用料	214,000	屋外競技会場数 ×会期
2	電話通話料		
3	携帯電話借上料		
4	消毒用資材		
5	医師謝金		
6	看護師謝金		
7	医師・看護師昼食		
8	ゴミ処理料		
9	会場整備作業員賃金等		
10	電気料		
11	水道料		

## 特別経費積算基準表

区 分	補 助 対 象 経 費	上 限 額 等
1 臨時仮施設整備費	競技期間中、競技会場に設置する仮施設で、後利用できないものを対象とする。	
(1) 仮設プレハブ	競技運営上必要なものとして設置するものを対象とし、単価には改造・内装・塗装経費、基礎工事、設置・撤去費及び管理経費(保険料含む)を含む。	一件審査
(2) 仮設テント	① 標準経費に含まれている一般運営用テント以外のもので、競技運営上特に必要と認められるものを対象とし、単価には設置・撤去費、管理経費(保険料含む)を含む。 ② 競技運営に直接必要のない売店設置に係るものについては対象外とする。	一件審査
(3) 仮設トイレ	競技会運営上必要なものを対象とし、単価には目隠し幕、手洗い用水槽等の付帯施設、設置・撤去費及び管理経費(保険料含む)を含む。ただし、大、小、大小兼用を問わない。	一件審査
(4) 仮設電気設備	① 競技会運営に必要な仮設電気設備を対象とする。 ② 売店設置に係るものは対象外とする。	一件審査
(5) 仮設給排水設備	① 競技会運営に必要な給排水設備を対象とする。 ② 売店設置に係るものは対象外とする。	一件審査
(6) その他臨時仮施設	原則として、競技運営のために特に必要と認められる上記以外の仮施設の設置経費を対象とする。	一件審査

区 分	補 助 対 象 経 費	上 限 額 等
2 競技用備品借上等経費	各競技に必要な競技用具のうち、備品の借上等に要する経費を対象とし、借上経費、運搬経費及び保険料等を含む。	一件審査
3 競技用消耗品購入経費	競技を実施するために必要な競技用消耗品の購入に要する経費を対象とする。	一件審査
4 計画輸送経費	計画輸送に要する経費のうち、以下の経費を対象とする。 ・選手、監督等の輸送に要する経費 ・学校観戦に係る輸送に要する経費	一件審査
5 自衛隊支援経費	協定及び覚書に基づく経費のうち、特に必要と認められる経費を対象とする。	一件審査
6 警備委託料	競技会会期の前夜から会期翌日の朝までを対象とする。	一件審査
7 競技会運営用机・いす借上経費	競技会において使用する机・いすのうち、競技会運営のために特に必要と認められるものに係る借上経費及び運搬経費を対象とする。	一件審査
8 県内競技役員交通費及び宿泊費	(1)県内競技役員の交通費及び宿泊費を対象とする。 (2)宿泊費については、会場地周辺へ宿泊をしなければ業務の遂行に支障があると認められる者を対象とする。	(交通費) 会場地市実行委員会が定める旅費支給規程等に基づき算出した額 (宿泊費) 1泊14,040円(税込)を上限
9 おもてなし事業経費	飲食コーナーの設置、運営に要する経費(郷土料理のふるまい等)	1競技会場あたり 710,000円を上限
10 その他の経費	上記の各区分に含まれないもので、特に必要と認められるもの。	上記の各区分に含まれないもので、必要と認められる経費